

# 習志野市立図書館 郷土行政資料の収集に関する基準

## 第1条 目 的

習志野市立図書館の収集・保存に関する保存に基づき、郷土行政資料の収集基準について定める。

## 第2条 定 義

郷土の範囲は、市民がおのずから郷土と感じ、郷土と認める一つの自然的、人文的範囲で、当市の行政区画をその最小範囲とし、更に資料の関連性から必要と認める周辺地域も含むものとする。

郷土行政資料とは、郷土を知り、郷土を研究する手がかりとなるもので、郷土及び郷土人に関する文献資料、視聴覚資料、博物資料その他一切の資料を指すが、本市の図書館では文献資料の収集を主として行う。

## 第3条 収集の範囲

習志野市立図書館が収集する郷土行政資料の種類及び形態は、次のとおりとする。

### (ア) 種類

- ① 習志野市に関する資料
- ② 市民及び出身者の業績に関する資料
- ③ 市民及び出身者の著作物
- ④ 千葉県に関する基本的資料
- ⑤ 隣接市（千葉市・船橋市・八千代市）の基本的資料
- ⑥ その他、他市の資料で郷土の理解に必要と思われる資料

### (イ) 形態

- ① 図書
- ② パンフレット、リーフレット、コミュニティ紙
- ③ 新聞、雑誌
- ④ 切り抜き（スクラップブック）
- ⑤ 写真
- ⑥ 地図
- ⑦ 複製資料（著作権の範囲内に限る）
- ⑧ その他、郷土の理解に必要と思われる資料の内、将来に亘って適切な保存ができる資料

## 第4条 提 供

郷土行政資料はその特性上、刊行時期を逸した場合入手困難な資料が多く、資料を保存し次代に継承することは非常に重要である。

このことから、郷土行政資料は保存を第一義として考え、郷土資料は原則として館内閲覧とする。ただし、複本がある資料や読み物等、館内閲覧に限った利用が適切でないと館長が判断した資料は館外貸出しも行う。また、利用者の調査研究や行政への支援において、特に資料援助が必要と館長が認めた場合は、館内閲覧用の資料であっても、特別に期間を定め、貸出しを行うことができる。

## 第5条 保 存

習志野市に関する資料は原則して永年保存とする。ただし、数量を調整するために不要な資料や利用に耐えない状態の資料の除籍は行うものとする。

習志野市以外の地域の資料については、郷土を理解することについての価値が減じた場合や代替資料が用意できた場合は除籍を行う。

## 第6条 分 類

郷土行政資料の分類は、習志野市郷土資料分類表（別表）に基づき、次の方法に従い、中央図書館長が決定する。

- ① NDCと地域分類の併用型とする。
- ② NDCでは郷土資料は「090」が付与されるが、さらに細分化するため、「090」を別置区分「N」で代用し、分類の先頭に付与する。
- ③ 書架上の配列（位置）を決定するため、郷土資料分類表により、分類（地域分類）し、地域分類記号を付与する。ただし、習志野市（N90）及び、千葉県（N10）に関しては、2桁目の0を省略する。
- ④ 資料の内容に基づき、NDCにより分類（主題分類）し、地域分類記号の後に付与する。
- ⑤ ②～④により郷土行政資料の分類は、Nを先頭に4桁の数字で構成されるため、数字の3桁目にポイントを打つ。

### 例 習志野市の歴史

|            |              |                    |
|------------|--------------|--------------------|
| 郷土資料地域分類   | 習志野市         | N90                |
| NDC        | 日本史—関東地方—千葉県 | 213.5              |
| 習志野市郷土資料分類 |              | 『N921.3』<br>(5は省略) |

### 例 千葉県の歴史

|            |              |                      |
|------------|--------------|----------------------|
| 郷土資料地域分類   | 千葉市          | N73                  |
| NDC        | 日本史—関東地方—千葉県 | 213.5                |
| 習志野市郷土資料分類 |              | 『N732.1』<br>(3.5は省略) |

### 附 則

この基準は、平成6年4月1日より施行する。

### 附 則

この基準は、令和元年9月1日より施行する。

別表 <習志野市立図書館郷土資料分類表（地域区分）>

N 0 参考資料

N 1 千葉県（房総）

N 3 県外で千葉県に関わるもの

N 3 1 タスカルーサ市（アラバマ州）※習志野市の姉妹都市

N 3 2 富士吉田市（山梨県）※習志野市立富士吉田青年の家

N 4 安房

N 4 1 館山市 鋸南町

みなみぼうそうし とみやままち とみうらまち まるやままち わだまち みよしむら ちくらまち しらはままち  
南房総市《富山町 富浦町 丸山町 和田町 三芳村 千倉町 白浜町》(H18. 3. 20)

かもがわし かもがわし あまつこみなとまち  
鴨川市《鴨川市 天津小湊町》(H17. 2. 11)

N 5 上総

N 5 1 市原市 木更津市 袖ヶ浦市

N 5 2 君津市 富津市

N 5 3 勝浦市 夷隅郡（大多喜町 御宿町）

いすみし いすみまち おおはらまち みさきまち  
いすみ市《夷隅町 大原町 岬町》(H17. 12. 5)

N 5 4 茂原市 長生郡（一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町）

N 5 5 東金市 大網白里市《大網白里町》(H25. 1. 1) 山武郡（九十九里町 芝山町）

さんむし なるとうまち さんぶまち はすめむら まつおまち  
山武市《成東町 山武町 蓮沼村 松尾町》(H18. 3. 27)

N 6 下総

N 6 1 香取郡（神崎町 多古町 東庄町）

かとりし さわらし おみがわまち やまだまち くりもとまち  
香取市《佐原市 小見川町 山田町 栗源町》(H18. 3. 27)

N 6 2 銚子市

あさひし あさひし ひかたまち うなかみまち いいおかまち  
旭市《旭市 干潟町 海上町 飯岡町》(H17. 7. 1)

N 6 3 匝瑳市《八日市場市 野栄町》(H18. 1. 23)

よこしばひかりまち よこしばまち ひかりまち  
横芝光町《横芝町 光町》(H18. 3. 27)

N 6 4 佐倉市 富里市 白井市 印旛郡（酒々井町 栄町）

なりたし なりたし しもふさまち たいえいまち  
成田市《成田市 下総町 大栄町》(H18. 3. 27)

いんざいし いんざいし いんばむら もとのむら  
印西市《印西市 印旛村 本埜村》(H22. 3. 23)

N 6 5 四街道市 八街市

N 6 6 我孫子市

N 6 7 流山市

かしわし かしわし しょうなんまち  
柏市《柏市 沼南町》(H17. 3. 28)

のだし のだし せきやどまち  
野田市《野田市 関宿町》(H15. 6. 6)

N 6 8 鎌ヶ谷市 松戸市

N 6 9 市川市 浦安市

N 7 隣接市

N 7 1 船橋市

N 7 2 八千代市

N 7 3 千葉市

N 9 習志野市

- ・《 》…旧市町村名
- ・（ ）…合併・変更した年月日

合併のため分類が変更した自治体

- ・横芝町→横芝光町 N 5 5 → N 6 3
- ・干潟町→旭市 N 6 1 → N 6 2
- ・下総町→成田市 N 6 1 → N 6 4
- ・大栄町→成田市 N 6 1 → N 6 4
- ・沼南町→柏市 N 6 6 → N 6 7

※合併前の資料の分類変更はしません。

件名には新しい自治体名を追加入力します。